

(案)



富里市第3次行政改革大綱

(令和2年度改訂版)

パブリックコメント縦覧図書

縦覧期間：令和2年2月13日

～令和2年3月3日

令和2年（2020年）4月1日

富里市

はじめに

1	行政改革推進の基本方針	1
2	富里市の現状	3
	(1) 歳入・歳出決算の推移	3
	(2) 市税と地方交付税の推移	4
	(3) 義務的経費の推移	5
	(4) 経常収支比率の推移	6
	(5) 高齢化率の推移	7
3	改革推進項目	8
	第1章 市民サービスの向上	8
	(1) 市民ニーズに対応したサービスの向上	
	(2) 情報提供の推進	
	(3) 電子市役所の推進	
	第2章 市民との協働の推進	9
	(1) 市民協働のシステムづくり	
	(2) 協働事業の推進	
	(3) 市民参画のまちづくり	
	第3章 財政基盤の強化	10
	(1) 市税等徴収率の向上	
	(2) 企業誘致の推進	
	(3) 使用料・手数料の適正化	
	(4) 公有財産の運用・管理	
	(5) 新たな財源の確保	
	(6) 行政評価の推進	

第4章 行財政の効率的運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- (1) 計画的な財政運営および財政の健全化
- (2) 財政支援団体等への行政関与の見直し
- (3) 民間活力の活用
- (4) 公共事業の適正化
- (5) 広域連携の推進

第5章 組織と人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- (1) 組織・機構の見直し
- (2) 定員管理の適正化
- (3) 給与の適正化
- (4) 人材育成と職員の意識改革
- (5) 危機管理体制の充実

はじめに

挨拶文等
掲載予定

令和2年4月1日

富里市長 五十嵐 博文

1 行政改革推進の基本方針

〈基本方針〉

人口減少、少子化、高齢化の進行、市民ニーズの複雑化、ライフスタイルの多様化など、社会経済状況が、急激に変化する中、行政ニーズはますます増加、多様化することが見込まれます。

また、扶助費などの義務的経費等の増加により、本市の財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、そのような中、持続可能な行政経営を展開していくには、不断の改革が必要であり、市町村の自主的・自立的な行財政運営が一層求められています。

こうした環境において、限られた資源を有効に活用し、本市の実情に合った政策を展開するためには、市民との連携・協働のもとに、行政の効率化、生産性の向上、財源の確保・拡大を図ることが必要です。

そこで本市では、以下の5つの基本姿勢のもとに行政改革に取り組みます。

－ 行政改革の基本方針 －

1 市民サービスの向上

事業の見直しを行うとともに、窓口などのサービス向上、行政情報の積極的提供、市民ニーズに対応した情報システムの構築などを行い、市民にとって満足度の高いサービスを提供します。

2 市民との協働の推進

市民と行政が信頼関係を築き、連携、協力し協働を推進することにより、公共の領域の変化や行政サービスが行政だけでは解決できない領域を克服します。

3 財政基盤の強化

歳入改革強化を柱とした改革を推進し、新たな企業立地の促進や市の歳入拡大に向けた取組を積極的に行うことで、財政基盤の強化に努めます。

4 行財政の効率的運営

計画的で健全な財政運営を行い、財源、職員、施設など限りある行政資源を有効に確保・活用するとともに、広域連携の推進や民間活力などの活用を図ります。

5 組織と人事管理

組織と人事管理を見直すとともに、危機管理に強く、挑戦意欲があり、経営感覚を発揮できる人材の育成と意識改革に努めます。

<推進期間>

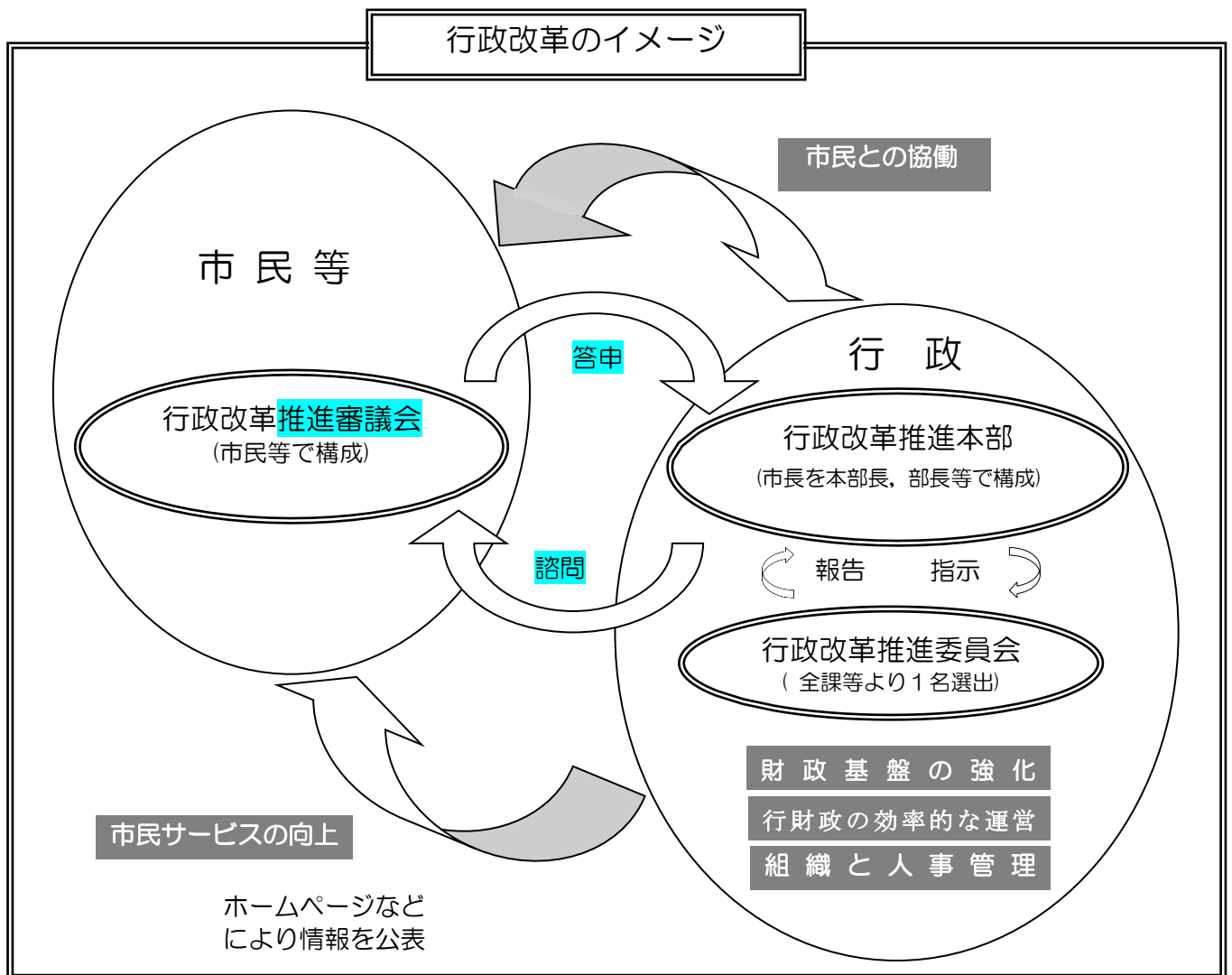
本大綱は行政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針であることから、特に終期は定めないものの、本大綱に基づき、令和2年度から5か年の改革プラン(行政改革大綱に示した内容を実現させるために策定する具体的な取組を示した計画)を策定・公表し、着実に取り組みを進めます。

また、「改革プラン」は計画期間終了に合わせて、その成果について総点検するとともに、毎年、進捗状況について調査・公表します。

なお、推進期間中であっても本大綱に修正の必要が生じた場合は、見直しを行います。

<推進体制>

本大綱に基づき、行政改革推進本部により全庁的な改革に取り組めます。また、行政改革推進審議会に、推進項目の実績や進捗状況を踏まえた、改革プラン案等について諮問し、頂いた答申を反映させながら行政改革を進めていきます。



2 富里市の現状

(1) 歳入・歳出決算の推移（普通会計ベース）

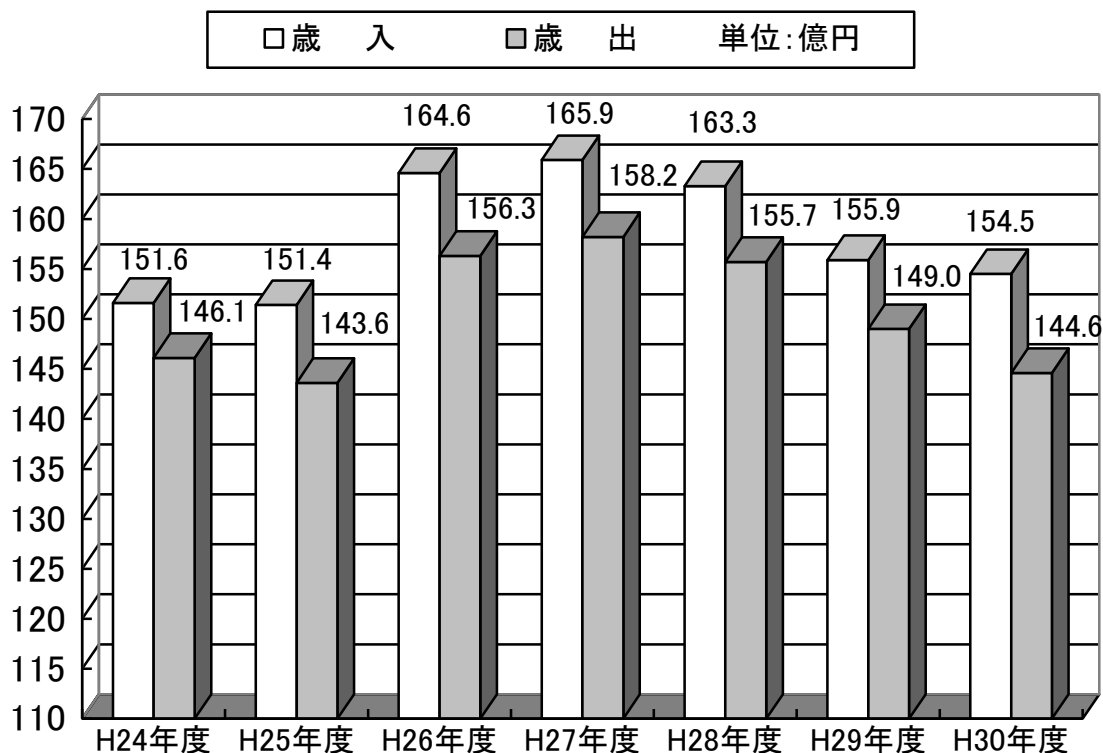
平成25年度以降では、大規模な投資事業を展開したほか、社会保障関連経費などによる義務的経費の増加により、決算規模は増大傾向となり、平成27年度には過去最大規模となりました。

また、事業が終了した大規模な投資事業に係る地方債償還の本格化による公債費の増加が見込まれるとともに、社会保障関連経費では、少子高齢化の進展や各種制度の改変等により、財政需要は継続して増加しております。

この様な状況であることから「歳入に見合った歳出」構造への転換を目指し、事業の優先度を見極めるなどして、歳出の縮減に努め、市債の発行額を抑制したことにより、決算規模は減少傾向にあります。

単位：千円

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
歳入	15,157,780	15,141,822	16,463,284	16,589,153	16,330,634	15,594,211	15,452,368
歳出	14,608,626	14,360,648	15,629,591	15,817,018	15,566,909	14,896,791	14,462,577



(2) 市税と地方交付税の推移（市税徴収率は現年度分）

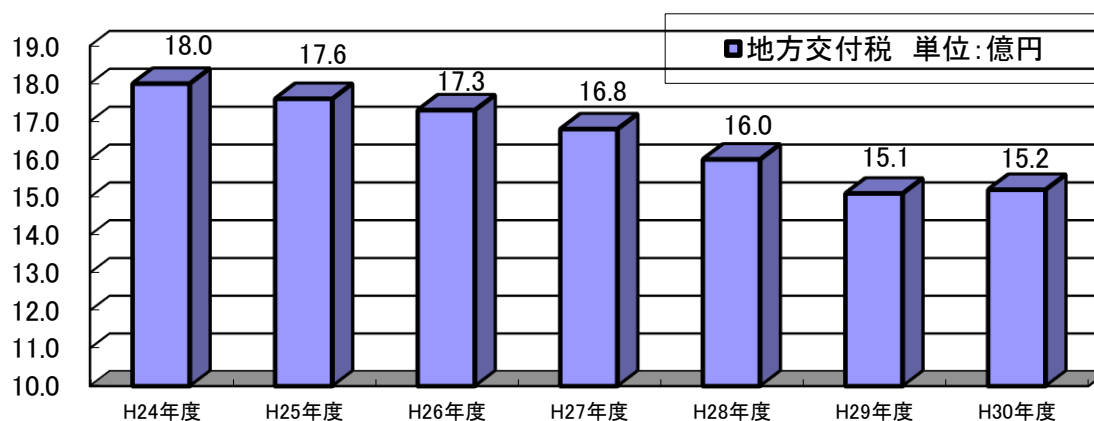
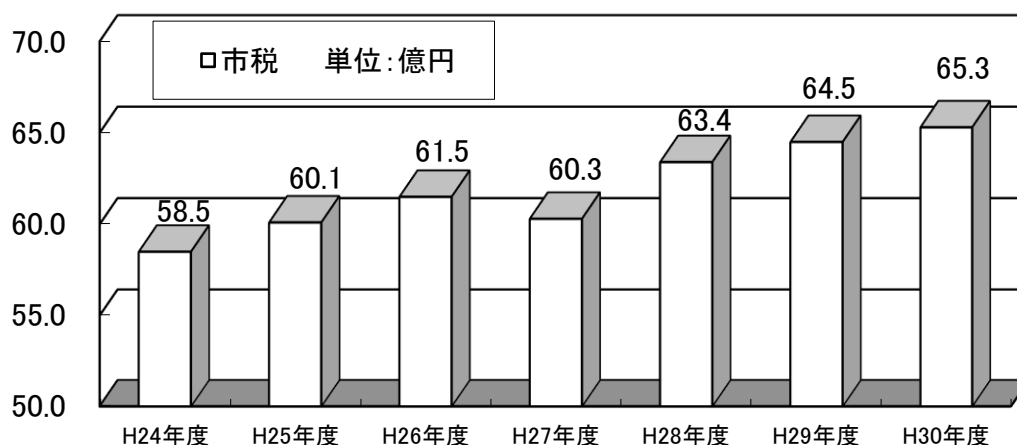
市税については、平成 24 年度以降、固定資産税・都市計画税、市民税、軽自動車税などの増収により収納額を増やしています。

徴収率については、平成24年度に富里市市税等徴収対策本部を設置し、徴収対策基本方針に基づき、滞納整理の強化や収納環境の整備を行ったこと、また制度面では、市民税・県民税の特別徴収の一斉指定が行われたことなどにより、上昇傾向にあります。

また、地方交付税(※1)については、国の交付税予算が年々減少傾向となっており、交付額が伸び悩んでいます。

単位：千円

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
市 税	5,847,983	6,008,583	6,154,482	6,028,333	6,344,361	6,453,155	6,534,148
市税徴収率	96.31%	95.97%	96.70%	96.81%	97.74%	98.11%	98.47%
地方交付税	1,802,430	1,758,290	1,731,169	1,680,096	1,604,176	1,514,083	1,523,216



(3) 義務的経費の推移

人件費は、適正な定員管理をはじめ、組織体制及び事務の見直しなどにより、平成25年度では減少し、以降共済費等の増加があるもののほぼ同規模で推移しています。

扶助費は、少子高齢化の進展や各種制度の改変等により、財政需要は継続して増加しており、施設介護・訓練等給付費、障害児給付費の支出の拡大などにより年々増加し、平成27年度には35億円を超えており、今後も上昇する傾向です。

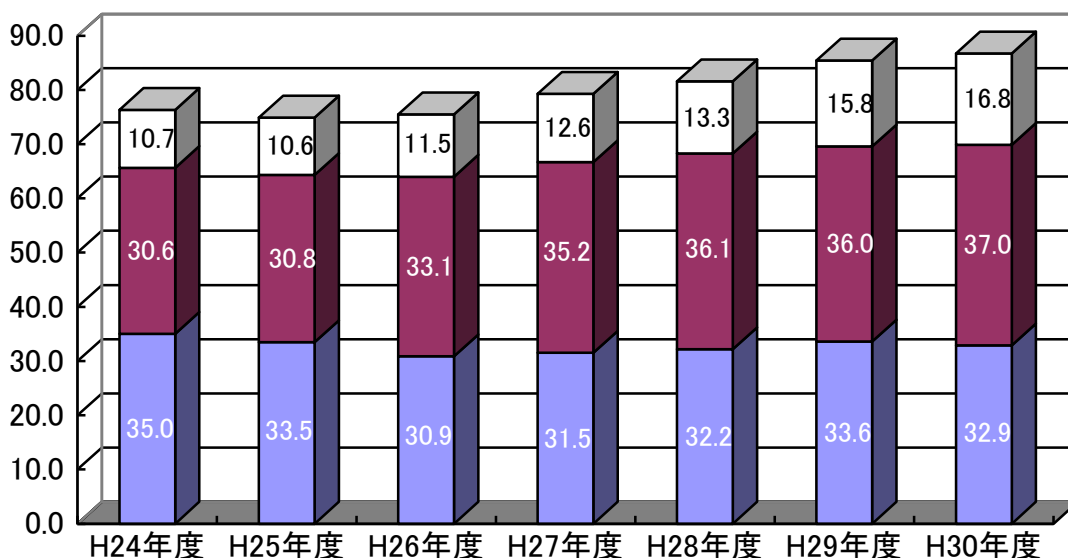
公債費は、平成25年度以降に実施した大規模な投資事業に係る地方債償還の本格化による公債費が増加しておりますが、「歳入に見合った歳出」構造への転換を目指し、事業の優先度を見極めるなどして、歳出の縮減に努め、市債発行額を抑制しています。

これらの、義務的経費(※2)については、今後増大することで、財政の硬直化を招く要因となることがあります。

資料：決算統計 単位：千円

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
人件費	3,503,565	3,348,637	3,094,611	3,150,786	3,218,722	3,355,645	3,290,552
扶助費	3,061,007	3,080,474	3,309,663	3,517,502	3,607,767	3,592,153	3,696,518
公債費	1,072,167	1,061,432	1,149,521	1,257,079	1,328,879	1,579,611	1,678,330
合計	7,636,739	7,490,543	7,553,795	7,925,367	8,155,368	8,527,409	8,665,400

■ 人件費 ■ 扶助費 □ 公債費 単位：億円



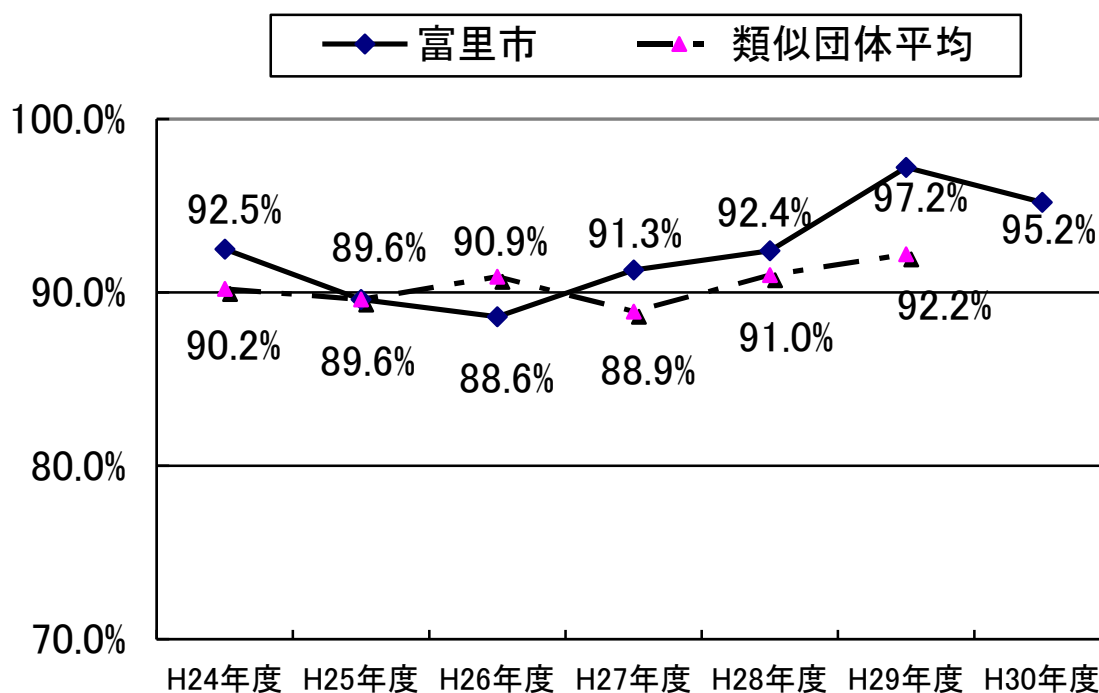
(4) 経常収支比率の推移

平成26年度については、定員適正化計画、集中改革プラン及び行政改革において、計画的に職員削減を実施してきたことから、経常収支比率(※3)は前年度より1.0ポイント改善し88.6%となりました。

平成29年度は、施設介護・訓練等給付費、障害児給付費、更生医療給付費などの社会保障に要する扶助費が増加したことに加え、事業が終了した大規模な投資事業に係る地方債償還の本格化による公債費の増加したことにより、前年度より4.8ポイント悪化しましたが、平成30年度については、税収の伸びにより、2.0ポイント改善し95.2%となりました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
経常収支比率	92.5	89.6	88.6	91.3	92.4	97.2	95.2

単位：%



(5) 高齢化率の推移

平成 27 年 24.7%であった高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 7 年に 31.8%、令和 12 年に 33.0%に増加すると推計されています。

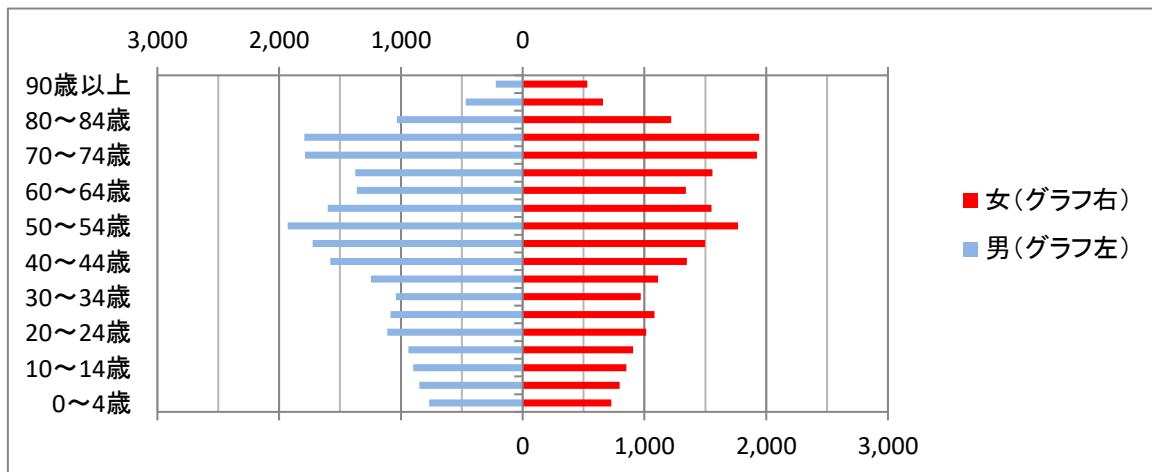
このことは、労働人口の減少を意味し、従来の水準の税収の確保が困難となる一方で、福祉（介護保険や後期高齢者医療制度など）にかかる行政負担が加速的に増加することを意味しています。

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月）

年	総数（人）	65 歳以上人口（人）	高齢化率（%）
平成 12 年(2000 年)	50,176	5,645	11.3
平成 17 年(2005 年)	51,370	7,068	13.8
平成 22 年(2010 年)	51,087	9,160	18.0
平成 27 年(2015 年)	49,636	12,161	24.7
令和 7 年(2025 年) 予測	45,617	14,515	31.8
令和 12 年(2030 年) 予測	43,092	14,226	33.0

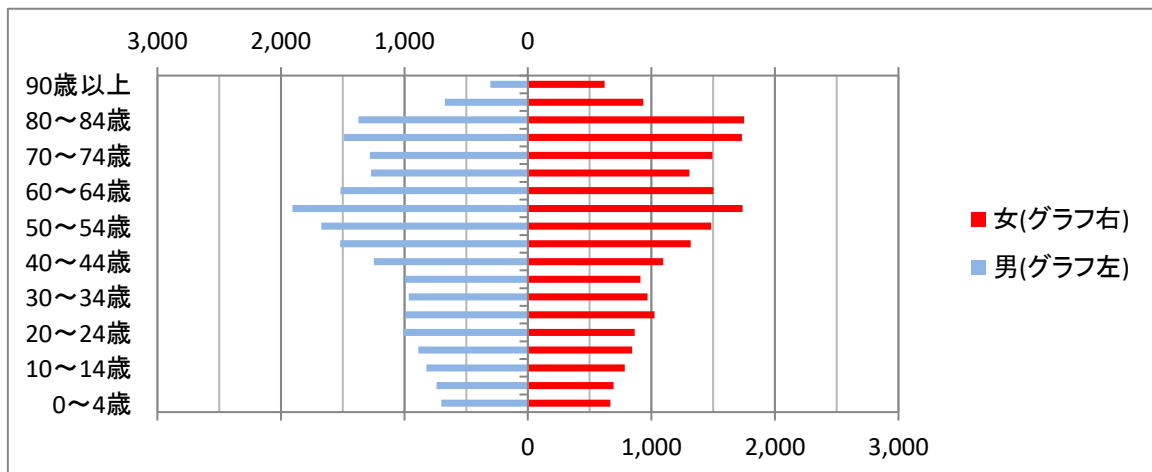
令和 7 年（2025 年）

単位：人



令和 12 年（2030 年）

単位：人



3 改革推進項目

第1章 市民サービスの向上

行政サービスは、時代の潮流や、多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民にとって満足度の高いサービスを提供することが望まれています。

このことから、事業の検討を行うとともに、窓口などのサービス向上、市民ニーズに対応した情報システムの構築などを行い、市民にとって満足度の高いサービスを提供します。

(1) 市民ニーズに対応したサービスの向上

市民利用施設や窓口などのサービス向上に努めるとともに、市民ニーズを的確に捉え市民に満足度の高いサービスを提供します。

(2) 情報提供の推進

市民への説明責任を果たすとともに、透明で開かれた市政を進めるため、積極的で分かりやすい情報の提供・公開に努めます。

(3) 電子市役所の推進

情報通信技術（ICT）を活用し、市民ニーズに対応したサービスを提供し、市民サービスのより一層の向上を図ります。

第2章 市民との協働の推進

地方分権社会の進展、少子高齢化や市民ニーズの多様化など、時代の変革により生じた公共の領域の変化や行政だけでは解決できない領域への対応が課題となっています。

市では、この課題をより効果的かつ効率的に取り組むため、まちづくりは「自助、共助、公助」という考え方に立ち、この共助の領域を協働という手法により取り組むこととしています。

この協働によるまちづくりを実現することにより、行政では十分に行き届かない課題へも柔軟な対応が可能になるとともに、地域社会の再生にもつながることが期待されます。

このため、協働のシステムを構築するとともに市民参画の一層の推進に努めます。

(1) 市民協働のシステムづくり

公共の領域のズレや行政だけでは解決できない課題への対応を共助で取り組むため、協働のまちづくり推進計画に基づき、協働によるまちづくりを推進するための環境などの整備を進めます。

(2) 協働事業の推進

地域の多様な主体や諸資源を結びつけ、地域の課題などをより身近なところで解決するなど、市民や各種活動団体などと協働によるまちづくりを推進し、地域社会の再生を図ります。

(3) 市民参画のまちづくり

市民とともに富里市を築くため、パブリックコメントなどにより市民の市政への参画機会を保障するとともに、まちづくりに関する情報を共有し、参画機会拡大の推進を図ります。

第3章 財政基盤の強化

歳入改革の強化を柱とした改革の推進において、規制緩和への働きかけによる新たな企業立地の促進に向けた企業誘致の推進や、公共施設再編に向けた、ファシリティマネジメントなど、市の歳入拡大に向けた取組を積極的に行います。

(1) 市税等徴収率の向上

市民負担の公平性の確保などの観点から、市税や介護保険料などの徴収率の向上対策や滞納整理について、積極的に推進します。

(2) 企業誘致の推進

市街化調整区域における規制緩和を誘導し、酒々井インターチェンジ周辺や主要幹線道路周辺等に、新たな企業立地が促進されるよう受け入れ態勢を整備すると共に、積極的な企業誘致を図ります。

(3) 使用料・手数料の適正化

公平性の確保と応益負担を原則として使用料などの適正化を図ります。

(4) 公有財産の運用・管理

市が保有する公有財産は売却も含めた有効活用を図るとともに、公共施設等における稼働率や運営体系等を検証し、再編によるファシリティマネジメントの検討を行います。

(5) 新たな財源の確保

新たな歳入の増加を図るためにホームページや広報紙、しおりなどを広告媒体として積極的に活用します。また、新たな財源確保に向け、調査・研究します。

(6) 行政評価の推進

令和3年度に策定される新総合計画に連動した行政評価の手法を検討・実施します。総合計画の進捗状況の管理や事業の検証を行い、予算編成に反映する手法について検討します。

第4章 行財政の効率的運営

少子高齢化や市民ニーズの多様化などに対応するため、今までにも増して、行政は最少の経費で最大の効果を挙げることが必要です。このため、計画的で健全な財政運営を行い、財源、職員、施設など限りある行政資源を有効に確保・活用するとともに、民間活力などの活用を図ります。

(1) 計画的な財政運営および財政の健全化

決算に基づく健全化判断比率などや公会計制度を参考としながら、健全性が維持できる計画的な財政運営を図ります。また、収支の均衡、財政構造の弾力性の確保、行政水準の維持及び向上、財政運営の効率性・公正性及び長期的な安定性を推進し、財政の健全化を図ります。

(2) 財政支援団体等への行政関与の見直し

各種財政援助団体などに対する補助金などについては、行政として対応すべき必要性、経費負担のあり方などについて定期的に検証するとともに、財政援助団体などの自立を促進するため、市の関与のあり方について検討します。

(3) 民間活力の活用

行政コストの縮減を目指して民間活力を活用するため、指定管理者制度、民間委託などの活用を図ります。なお、導入に際しては、行政責任の確保と市民生活の安全性、市民サービスの向上に留意します。

(4) 公共事業の適正化

透明性確保のため、積極的に競争入札を実施するとともに、調査・設計・発注・施工の各段階における事業システムを総点検し、コスト縮減を図ります。

(5) 広域連携の推進

単独の自治体よりも、広域的に行うことで効率化やコスト削減につながる事業について、国、県、近隣自治体と連携し、広域化について研究を進めます。

第5章 組織と人事管理

新たな行政課題や市民ニーズに的確に応えるため、適時体制を見直すとともに、効果的かつ効率的な職員の活用を図り、適正な定員管理に努めます。また、地方分権型社会の進展により、職員に求められる役割はますます大きく、重要になってきています。このため、危機管理意識や、物事に挑戦意欲があり、また、経営感覚を発揮できる人材の育成と意識改革に努めます。

(1) 組織・機構の見直し

地方分権型社会に対応し、新たな行政課題や市民のニーズに的確に応える政策や施策を展開できる組織体制の整備を進めます。

(2) 定員管理の適正化

社会経済情勢の変化を踏まえ、効果的・効率的な職員の活用を図ります。また、指定管理者制度の活用や民間委託を推進するとともに、地方分権の進展に伴う権限移譲にも対応する適正な定員管理に努めます。

(3) 給与の適正化

国の公務員制度改革や給与構造改革の動向を踏まえ、給与制度、運用、水準の適正化を推進します。

(4) 人材育成と職員の意識改革

地方分権の進展において積極的な役割を果たすために、挑戦意欲があり、経営感覚を発揮することが必要であり、その能力を養うため、全庁的な人材育成を図ります。

(5) 危機管理体制の充実

近年の大規模災害での経験を踏まえ、自然災害における防災行動を促す取組を行うと共に、感染症対策など様々な危機事態に対応し、市民の生命、身体、財産を守り、市民が安心して暮らせるよう、防災・危機管理体制の強化を図ります。

【用語の解説】

※1 【地方交付税とは】

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっています。

地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%（平成27年度から）、酒税の50%（平成27年度から）、消費税の22.3%（平成26年度から）、地方法人税の全額（平成26年度から）とされています（地方交付税法第6条）。

※2 【義務的経費とは】

性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指します。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないし、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられており、また、公債費は負債の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費です。義務的経費の増加傾向は財政構造の硬直化を招く恐れがあるので、その内容、動向に注意する必要があります。

※3 【経常収支比率とは】

人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられているものです。一般的には、85%を超えると、新たな財政需要に対応できる余地が少なくなるといわれています。

富里市行政改革推進本部

事務局：富里市総務部企画課（企画統計班）

address：〒286-0292 富里市七栄652番地1

tel：0476-93-1118 fax：0476-93-9954

e-mail：kikaku@city.tomisato.lg.jp

URL：http://www.city.tomisato.lg.jp